

個人情報保護を理由としてデータ提供を拒絶し競争事業者の取引を妨害した事例

【文献種別】 排除措置命令／公正取引委員会

【命令年月日】 令和6年12月24日

【事件番号】 令和6年(措)第20号

【事件名】 株式会社MCデータプラスに対する件

【命令の結果】 違反

【参考法令】 独占禁止法19条、不公正な取引方法一般指定14項、個人情報保護法16条1項・3項、27条5項3号

【掲載誌】 公取委ウェブサイト

慶應義塾大学准教授 淀川和彦

事実の概要

MCデータプラス(MCデータプラスは、2025年7月1日、インダストリー・ワン、エムシードジタルの3社で合併し、エムシーディースリー株式会社に商号変更している。)は、平成27年7月1日以降、「建設サイト・シリーズ」と称する建設業向けクラウドサービスを建設業者等のユーザーに提供する事業を営んでおり、「グリーンサイト」と称する労務安全サービスを提供している。労務安全サービスとは、建設工事の現場において、元請となるユーザーと下請となるユーザーとの間での建設業法、労働安全衛生法で作成が義務付けられている労務安全書類のやり取りをインターネット上で行うことにより業務効率化を可能とする役務である。

建設業向けクラウドサービスを提供する事業者として、シェルティー(平成31年4月頃以降)及びリバスター(令和2年4月頃以降)が労務安全サービスを提供している。MCデータプラスは、平成31年4月以降、労務安全サービスに係る売上高において第1位の地位を占めており、また、令和5年12月時点における登録企業数、登録作業員数、契約元請会社数及び契約企業数において第1位の地位を占めており、いずれも第2位以下を大きく引き離している。

MCデータプラスは、グリーンサイトの提供に当たり、ユーザーに対し、「『建設サイト・シリーズ』サービス利用約款」と称する約款(以下、「サービス利用約款」)への同意を求めている。ユーザーは、グリーンサイトの利用に当たり、自社らの作業員情報等を登録する必要があることから、他社の労務安全サービスに切り替えるためには、作業

員情報等を再度入力して登録する必要がある。作業員情報は、作業員1人につき最大100項目を超えることがあるため、多くの作業員を抱えるユーザーにとって作業員情報の登録は大きな負担となる。ユーザーがグリーンサイトに登録した自社らの作業員情報等は、労務安全書類の作成等に利用され、ユーザーは必要に応じて、労務安全書類を帳票として出力することができる。MCデータプラスは、グリーンサイトにおいてユーザーが帳票として出力する場合を除き、ユーザーが、その登録した作業員情報等を電磁的記録として直接出力することができないようにしている。

ユーザーがグリーンサイトの利用に当たり登録する作業員情報は、MCデータプラスによりデータベース化され、個人情報保護法16条1項の「個人情報データベース等」を構成する個人情報となることから、同条3項の「個人データ」に該当する。MCデータプラス及びグリーンサイトのユーザーは、同法27条5項3号等の規定に定める方法により、当該作業員情報を共同して利用している。当該作業員情報は、個人情報保護法上、通常、共同利用の目的の範囲を超えて利用することができないが、あらかじめ本人(作業員)の同意を得ることにより、共同利用の目的の範囲を超える利用が可能である。

MCデータプラスは、他社に先行して、労務安全サービスを提供する事業を行っていたことから、同社の提供する労務安全サービスは多くのユーザーにより利用されており、これらのユーザーにより、作業員情報等が登録されていた。MCデータプラスは、自社が提供する労務安全サービスの優位性が低下するというリスクを回避

するためには、登録された当該作業員情報等を当該サービス提供する事業に新規に参入してきた他社に流出させないことが不可欠であるとの認識の下、以下のとおり、グリーンサイトのユーザーが他社の労務安全サービスへの切替えをしないようにさせている。

すなわち、MCデータプラスは、作業員情報提供の要請があった場合にユーザーに対して作業員情報の提供をすることを拒否し（行為①）、サービス利用約款の規定を改定し、グリーンサイトから出力した帳票等を他社に提供すること及び作業員情報を共同利用の目的の範囲外で加工、複写又は複製することを一律に禁止し（行為②）、シェルティーに対して、データ移行サービスを案内及び公開した「移行記事」の削除等を求める旨を内容証明郵便により通知した（行為③）。そして、ユーザーに対して、出力した帳票等をそのまま他社に提供しないように注意喚起することを目的として電子メールを送信するなどして通知した（行為④）。以下、行為①～④をまとめて「本件行為」）。

行為①により、グリーンサイトのユーザーの中には、他社の労務安全サービスへの切替えを断念したユーザーがいた。また、グリーンサイトのユーザーの中には、他社の労務安全サービスへの切替えを実施したユーザーがいたが、行為①、行為②及び行為④により、当該ユーザーの下請となる事業者の作業員情報の移行に電磁的記録が利用できなかつたため、切替えの実施に当たり、大きな負担を負うことになった。

また、行為①により、シェルティー及びリバスタは、グリーンサイトのユーザーから、その下請となる事業者の作業員情報を容易に移行できないことを理由に取引を断られることがあった。

行為③の通知を受けたシェルティーは、令和元年10月21日以降、MCデータプラスに話合いを求めたが、同社はこれに応じなかった。そのため、シェルティーは、移行記事の非公開を徹底した上で、当該移行記事を利用した積極的な営業が困難となった。

公取委は、本件行為が不当な取引妨害（不公正な取引方法一般指定14項）に該当し、独占禁止法第19条に違反する旨の排除措置命令（以下、「本件命令」）を行った。MCデータプラスは、本件命令に対して取消請求訴訟を提起するとともに、本件命令の効力停止を求める申立（以下、「本件申立」）を行った。

本件申立について東京地裁は、ユーザー自らが登録した作業員情報に係る部分のみに効力が及び、その後他のユーザーにより変更されている項目に係る部分について本件命令の取消訴訟の判決確定まで効力を停止した（東京地決令7・3・27LEX/DB25623188）。しかし、控訴審の東京高裁はユーザーが自ら登録した作業員情報に係る部分だけでなく、その後他のユーザーにより変更されている項目に係る部分についても本件命令の取消訴訟の判決確定まで効力が及ぶとして、原審申立人の主張を全面的に退けている（東京高決令7・10・17公取委Web）。

命令の要旨

「MCデータプラスは、労務安全サービスの取引において、グリーンサイトのユーザーに他社の労務安全サービスへの切替えをしないようにさせていることによって、自己と競争関係にある事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害しているものであって、この行為は、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第14項に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである。」

MCデータプラスは、ユーザーに対し、「グリーンサイト」を提供するに当たり、「作業員情報」を提供するよう要請を受けた場合に、合理的な理由なく、ユーザー自らが登録した当該作業員情報を、当該ユーザーが求める形式で当該ユーザーに提供することに応じない行為を取りやめなければならない。」（本件命令主文第1項）

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、データ駆動型社会におけるデータの取得及び移転に係る単独行為の事例である。クラウドサービスに係る取引分野において、有力な地位にある事業者がデータの囲い込みを行い、競争事業者とユーザーとの取引を妨害した行為に対して排除措置命令が行われた初めての事例である（吉兼彰彦=川端龍徳「担当官解説」公取892号（2025年）81頁参照）。また、データベースに管理されているユーザーが入力した情報について、ユーザーが求める形で出力できないようにして、ユーザーと

他社との取引を妨害することを禁止し、間接的に、ユーザーのデータベースに関するデータポータビリティを一部認めている点で重要である。

以下では、本件申立の高裁決定に基づき、本件命令の趣旨及び目的を踏まえ、「ユーザー」を、本件サイトを利用する元請会社及び協力会社を総体として「ユーザー」と指すものとする（公取委公表の「本件の概要」では、ユーザーとして、元請会社と協力会社が含まれていた。菅野みづき『判批』ジュリ 1808 号（2025 年）7 頁参照。しかし、排除措置命令の文言上、主文の記載について、表現が必ずしも明らかではなかった（大久保直樹「判批」ジュリ 1615 号（2025 年）115 頁参照）。

二 取引妨害の該当性

取引関係の競争関係については、既存及び潜在的競争関係を実質的に判断する。ここでの「取引」には成約済みの段階だけでなく、妨害行為がなければ成立する可能性の段階も含む（根岸哲=舟田正之『独占禁止法概説〔第 5 版〕』（有斐閣、2015 年）290 頁参照）。また、その妨害行為は、契約の成立、履行その他いかなる方法をもってするかを問わない（不公正な取引方法一般指定 14 項）。

本件では、MC データプラス及びシェルティー、リバスタ（以下、これらをまとめて「3 社」）はともに建設業向けクラウドサービスを提供しており、3 社は競争関係にあるといえる。そして、MC データプラスは、ユーザー自ら登録した作業員情報であるにもかかわらず個人情報の保護を理由とするなどして、本件行為により、ユーザーが切替えの実施に大きな負担を負ったり、シェルティー及びリバスタは、ユーザーから下請となる事業者の作業情報を容易に移行できないことを理由に断られたりすることがあった。したがって、本件では、既存の競争者に対する契約の成立の妨害行為があったと認められる。

幅広い行為を含む取引妨害行為については、通常の競争の過程と区別が重要であり、「不当に」妨害しているか否か、すなわち取引妨害行為が公正競争阻害性を有するか否かが重要となる。不当な取引妨害の公正競争阻害性については、（i）競争手段の不公正さを中心に捉える見解（正田彬『全訂独占禁止法 I』（日本評論社、1980 年）430 頁）、（ii）自由競争減殺を中心に捉える見解（泉水文雄『独占禁止法』（有斐閣、2022 年）552 頁）、（iii）

二者択一とする見解（根岸=舟田・前掲 290 頁、田中寿編著「不公正な取引方法——新一般指定の解説」別冊 NBL9 号（1982 年）93～94 頁）、（iv）排除効果に競争手段の不公正さを加味する見解（金井貴嗣ほか編著『独占禁止法〔第 6 版〕』（弘文堂、2018 年）389 頁 [金井貴嗣]、白石忠志『独占禁止法〔第 4 版〕』（有斐閣、2023 年）511～518 頁）などがある。

競争手段の不公正さが問題となる事例は依然として存在するものの（例として、神鉄タクシー事件大阪高判平 26・10・31 審決集 61 卷 260 頁）、近年では、自由競争減殺において、（iv）の目的・態様を踏まえつつ、競争者の排除効果を考慮した上で公正競争阻害性を判断する事例が大半を占めている（例として、東芝エレベーター事件大阪高判平 5・7・30 審決集 40 卷 651 頁、DeNA 事件公取委排除措置命令平 23・6・9 審決集 58 卷第 1 分冊 189 頁等）。

自由競争減殺の判断要素として、価格維持効果、市場閉鎖効果が問題となるが、本件では市場閉鎖効果が問題となっている。市場閉鎖効果の有無は、代替的な取引先を容易に確保できなくなること、新規参入者・競争者の排除、競争者の費用の引上げ、又はこれらの取引機会が減少するか否かで判断されている（流通取引慣行ガイドライン第 1 部 3（2）ア参照）。

本件では、自社が提供する労務安全サービスの優位性が低下するというリスクを回避するために本件行為を行っている。MC データプラスは、労務安全サービスに係る売上高において第 1 位の地位を占め、第 2 位以下の事業者を大きく引き離している。そして、下請となる事業者の作業員情報の移行に際して、本件行為を行うことで、競争者であるシェルティー及びリバスタは取引を断られたり、営業方針を見直さざるを得なくなったりしており、取引機会が減少し、排除効果が生じている。このように、本件では、自由競争減殺の評価において、（iv）の目的・態様を踏まえつつ、競争者の排除効果を考慮した上で公正競争阻害性を判断しているものと評価することができ、先例を踏まえれば、自由競争減殺としての市場閉鎖効果が認められる（本件について（iii）二者択一に近い見解を探るものとして、西村暢史「判批」NBL1299 号（2025 年）101 頁）。

三 データベースにおける個人情報の保護と 独禁法上の取扱い

本件では、MC データプラスは、個人情報保護を理由として、作業員情報の提供を拒んでいる。個人情報保護を理由とする作業員情報の提供拒絶は正当化され得るのであろうか。

個人情報を含む情報の集合物は個人情報データベースとして個人情報保護法の保護の対象となる（個人情報保護法 16 条 1 項）。仮にユーザーと MC データプラスの法的関係が委託関係に立つのであれば、ユーザーは、委託先である MC データプラスの監督を行わなければならないこととなる（個人情報保護法 25 条）。しかし、本件において、ユーザーである協力会社が個人情報取扱事業者であるか否かは明らかでなく、MC データプラスが個人情報取扱事業者であり、ユーザーが第三者として位置づけられていることから、ユーザーと MC データプラスとの法的関係については「委託」として処理されていない（異なるユーザーにより登録された情報が突合されることから、ユーザーを個人情報取扱事業者とすることが困難であったことを指摘するものとして大久保・前掲 117 頁参照）。ユーザー及び MC データプラスは、個人情報保護法 27 条 5 項 3 号等の規定に定める方法により、当該作業員情報を共同して利用するという構成が採られている。作業員情報は、個人情報保護法上、通常、共同利用の目的の範囲を超えて利用することはできないが、予め本人の同意を得ることにより、共同利用の目的の範囲を超える利用が可能である（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」3-6-3 (3)（平成 28 年 11 月（令和 7 年 6 月一部改正）、同「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A」Q7-52（平成 29 年 2 月 16 日（令和 7 年 6 月 17 日更新））参照）。

本件申立の東京地裁決定は、ユーザーが登録した作業員情報については、自らに対する労務安全管理のために必要な情報であり、提供先ユーザーが当該情報を当該作業員の労務安全管理のために、当該情報を取得及び利用することについて、黙示の同意を推認しており、高裁もこれを支持している。本人の同意を前提とすれば、本件は、個人情報を第三者に提供することが制限される場合（個人情報保護法 27 条 1 項）には該当せず、MC データプラスがユーザーに対して作業員情報の提供を拒む行為は正当化されないこととなる（宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣、2021

年）248～249 頁、宍戸常寿監修『個人情報保護法』（商事法務、2024 年）113～114 頁参照）。本人の同意を前提とするのであれば、個人情報保護法 27 条 5 項 3 号の共同利用について議論する実益に乏しい（白石忠志「判批」ジュリ 1615 号（2025 年）7 頁参照）。また、本人の同意の有無はユーザーと本人との契約の問題であって、MC データプラスがデータ提供要請を拒否する理由とはなり得ないとする見解として、中島美香「判批」公取 901 号（2025 年）54 頁）。

ユーザー自身の登録したデータベースのデータの提供をユーザーの求める形で拒否したり、出力できないように妨害したりすることは、独禁法だけでなく個人情報保護法の観点からも正当化し得ないものと解される。本件のように独禁法の規制を通じて、代替的なサービスへの乗り換えや相互運用を妨げる行為を禁止し、間接的にポータビリティを確保することは重要である。個人情報データベースについては、スマートソフトウェア競争促進法において、指定事業者が OS、アリストア、プラウザで取得したデータに関して個人情報のデータポータビリティが一部導入されている（スマートソフトウェア競争促進法 10 条及び 11 条）。スマートソフトウェア競争促進法が独禁法と同様、競争法として位置づけられていることからすれば、統一的・体系的な解釈がなされるべきである（スマートソフトウェア競争促進法の立法担当者も同法を競争法として位置づけている。稻葉僚太＝田中孝樹＝鈴木誠也「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律について」公取 887 号（2024 年）37 頁）。比較法的な観点からも EU のデジタル市場法（DMA）においてエンドユーザー及びビジネスユーザーのデータアクセス・携行性に関するデータポータビリティを実体的な義務として課している（DMA6 条 9 項）。また、EU データ法でもエンドユーザーだけでなくビジネスユーザーのデータポータビリティを認めている（EU データ法 4 条 1 項及び 5 条 1 項）。

データ駆動型社会において、労務安全サービスをはじめとしたクラウドサービスに係る市場において有力な地位にある事業者によるデータの囲い込み行為を禁止することで、業務のデジタル化、効率化がより一層求められる。その上で独禁法が果たす役割は大きく、本件が間接的なデータポータビリティ権を確保する上で先例になることが期待される。